

陸前高田市立博物館オリジナルキャラクター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、陸前高田市立博物館の情報発信及びPRを図ることを目的に作成した、陸前高田市立博物館オリジナルキャラクターである「せき坊」及び「どんこ博士」を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、陸前高田市立博物館オリジナルキャラクター（以下、「キャラクター」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 別図第1に示すメイン・キャラクターのデザイン
- (2) 別図第2に示すサブ・キャラクターのデザイン

(使用の申込)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ陸前高田市立博物館オリジナルキャラクター使用承認申請書（様式第1号）を陸前高田市立博物館（以下「博物館」という。）に提出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 陸前高田市（以下、「市」という。）が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他博物館が別に定めた場合

(商品の製造及び販売を目的とした使用承認の申請)

第4条 商品の製造及び販売を目的としてキャラクターを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、陸前高田市立博物館オリジナルキャラクター使用承認申請書（様式1号）、企画書等を博物館に提出し、その承認を受けること。使用承認

の内容について変更しようとする場合も同様とする。

(使用承認基準)

第5条 博物館は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査する。審査結果、使用を承認するときは、オリジナルキャラクター使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

2 キャラクターの使用が次の各号にいずれかに該当する場合は、承認の対象とはならない。使用を承認しないときは、オリジナルキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）によって通知するものとする。

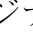
- (1) 博物館の情報発信及びPRという趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 博物館の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れがある場合
- (3) 法令及び公序良俗に反する、又はその恐れがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (5) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (6) 博物館の事業又は博物館の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (8) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認後の手続き)

第6条 商品の製造及び販売を目的として使用承認を受けた者は、商品の発売前に、商品の完成品を博物館に提出するものとする。ただし、物品の性質上の理由などから、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、博物館の指示する第2条に示すデザインに従うこと。
- (2) キャラクターを用いた商品の使用に際しては、その商品、包装等に「陸前高田市立博物館オリジナルキャラクター（キャラクター名）」又は「陸前高田市立博物館」と明示すること。
- (3) 使用に関する権利を他人に譲渡又は転貸できないこと。
- (4) 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにすること。
- (5) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、安全性、品質についても十分に配慮すること。
- (6) 当該使用に係る物品の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全を期すこと。
- (7) キャラクターの適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあること。
- (8) 当該使用に係る物品を原因とする問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、博物館は一切の責任を負わないこと。

(使用承認の取消)

第8条 博物館はキャラクター使用が使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用者に対し是正を求めるための警告を行い、この警告に応じない場合は、使用承認を取り消すことができる。

2 博物館は前項の規定により承認を取り消されたものに対して、当該承認に係る物品の使用を停止し、回収を求める等適切な措置をとることができる。

3 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することができない。

4 博物館は、承認を得ずにキャラクターを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物品の使用を停止し、回収を求める等適切な措置をとることができる。

5 取消等に伴う使用物品の回収費等は使用者の負担とし、博物館は一切の責任を負わない。

(使用料等)

第9条 使用承認を受けた者に対するキャラクターの使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第10条 博物館は、キャラクターの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、キャラクターの使用についての必要な事項は、博物館が別に定める。

(附則)

この規程は、令和8年4月16日から施行する。